

ふくしまぐらし。×テレワーク支援補助金概要

補助金名	ふくしまぐらし。×テレワーク支援補助金	
目的	本県でのテレワーク体験機会の提供により、本県への移住促進及び関係人口の創出を図るため、県内のコワーキングスペース等のテレワークが実施できる環境下で本県のテレワーク及び生活環境を体験した県外在住者等に対し、補助金を交付するもの。	
事業スキーム	福島県から補助対象者への直接補助	
補助対象事業	1 ふくしま“ロング・テレワーク”体験コース【長期コース】	2 ふくしま“ショート・テレワーク”体験コース【短期コース】
事業概要	本事業の募集開始日から3月13日まで、任意の事業実施期間内に延べ30泊～90泊、本県に滞在（分割滞在可）し、コワーキングスペース等でのテレワークや地域交流等を目的として実施するとともに、生活環境を体験する際の費用の一部を補助する事業。	短期間（2泊3日から1泊3日まで）、本県に連続して滞在し、コワーキングスペース等でのテレワークや地域交流等を目的として実施するとともに、生活環境を体験する際の費用の一部を補助する事業。
補助対象者	<p>以下の(1)～(3)のすべてに該当する者。</p> <p>(1)本県への移住又は本県との二地域居住を希望・検討する方で、移住（二地域居住）を視野に入れ、「ふくしまぐらし相談センター」に「移住相談」（※）をしていること。</p> <p>(2)ふくしまファンクラブの会員であること。</p> <p>(3)以下のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 福島県外在住の雇用者（正規及び非正規は問わない）</p> <p>イ 法人（体験者は県外在住者かつふくしまファンクラブの会員に限る）</p> <p>ウ 福島県外在住の個人事業主等</p> <p>※「ふくしまぐらし相談センター」での相談は、対面又はオンラインでの対応が可能であり、「相談受付カード」を作成していることが条件。</p> <p>○ふくしまぐらし相談センター 〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8F 認定NPO法人ふるさと回帰支援センター内 連絡先：03-6551-2989</p>	<p>以下の(1)～(3)のすべてに該当する者。</p> <p>(1)本県への移住、本県との二地域居住又は本県との継続的な関係性構築を希望する方であること。</p> <p>(2)ふくしまファンクラブの会員であること。</p> <p>(3)以下のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 福島県外在住の雇用者（正規及び非正規は問わない）</p> <p>イ 法人（体験者は県外在住者かつふくしまファンクラブの会員に限る）</p> <p>ウ 福島県外在住の個人事業主等</p>
事業実施期間	本県に訪れた初日を事業開始日とし、本県を離れる最終日を事業完了日とする。	
補助対象経費	<p>次に掲げる費用のうち、申請者が負担した額（注1）の合計額 （注1）雇用者が申請者の場合は、対象法人から支給される旅費や通勤手当等を除いた額を指し、対象法人が申請者の場合は、勤務者が負担した費用を除いた額を指す。</p> <p>(1) 宿泊費 ①本県に滞在している間の宿泊費（飲食代は除く） ※旅館業法の許可のない宿泊施設又は住宅宿泊事業法の届出のない住宅に宿泊した場合は対象外 ※交通費及び宿泊費以外の費用が含まれる旅行商品を利用した場合（交通費及び宿泊費のみがセットになった旅行商品を除く）は対象外 ※自治体等が主催する田舎暮らし体験ツアーを利用し、宿泊費分が自治体等から支給される場合は対象外 ※申請者及び体験者自身が経営している宿泊施設及び業務委託等により当該施設の運営、経営等を行っている宿泊施設への宿泊である場合は対象外 ②本県に滞在している間のマンスリーマンション等に係る賃料 ※管理費や共益費は含むが、敷金、礼金、保証金、仲介手数料、清掃料は含まない。</p> <p>(2) 交通費 ※公共交通機関利用料及び自家用車やレンタカーの高速道路利用料が対象 ※合理的な経路及び経済的な利用料とし、レンタカー、タクシー及び自家用車の燃料代等に要する経費は対象外 ※自治体等が主催する田舎暮らし体験ツアーを利用し、交通費分が自治体等から支給される場合は対象外 ※事業開始日及び事業完了日以外の県内外の移動に係る交通費は、長期コースに限り、業務に関するもののみ対象 「業務に関するもの」…会社のルールによる定例的な出張要請や、取引先等と対面での打ち合わせを要する場合など、全国どこでテレワークをしていたとしても発生する業務上やむを得ないようなもの。</p> <p>(3) コワーキングスペース等の施設利用料 ※コワーキングスペースの月額基本利用料（※長期コースのみ）及び初回登録料（必要な場合）、ドロップイン（1日以下）の利用料が対象 ※ロッカー代や会議室、コピー利用料等は対象としない（基本料金に含まれる場合は対象とする） ※申請者及び体験者自身が経営している施設及び業務委託等により当該施設の運営、経営等を行っている施設の利用料は対象外</p> <p>(4) レンタカー代（燃料代、オプション料金は除く）</p>	
補助率	補助対象経費の3/4	補助対象経費の1/2
補助上限額	1人あたり30万円	1人あたり1万円/泊
交付要件	<p>・本事業の募集開始日から3月13日まで、任意の事業実施期間内に延べ30泊～90泊、連続又は分割して本県に滞在すること。</p> <p>・滞在期間中に本県で実施するテレワーク勤務日数は、宿泊日数の6割以上（端数切り上げ）とし、滞在期間中に本県で実施するテレワーク勤務時間の合計は、テレワーク勤務日×3時間以上、とする。</p> <p>・滞在期間中、地域交流等（※）を15泊ごとに1回以上実施し、その結果を報告すること。（例：30泊の場合2回以上、90泊の場合6回以上）</p> <p>・当該コースについては、同一年度に1回のみ利用可能。</p> <p>・SNS等で、県が別に定める要件を満たす方法を用いて、県内のテレワーク環境や福島県の魅力を発信すること。</p> <p>※地域交流等の例 ①移住・二地域居住を見据えた賃貸業者等への訪問相談及び物件内見等 ②ふくしまと関わるRoomに掲載のあるキーパーソンとの交流 ③移住等関連の情報収集（支援制度や、地域の特色、子どもの転校先等）を目的とした行政機関（市町村や各地方振興局等）の訪問 ④移住体験やふくしまでの暮らしに関する意見交換等を目的とした地域おこし協力隊との交流 ⑤福島県内の地域団体や企業、地域事業者等との交流及び情報交換等 ⑥行政機関が企画する地域体験を含むお試し移住体験やワーケーションツアー等への参加 ⑦テレワーク施設等が実施する地域イベント等への参加による地域住民との交流 ※「地域交流等」に係る留意事項は、「別紙様式1-1、1-2 テレワーク体験に係る意向確認書（計画）」中に記載しておりますので、こちらを御確認ください。</p>	<p>・滞在期間中に本県で実施するテレワーク勤務日数は、宿泊日数の6割以上（端数切り上げ）とし、滞在期間中に本県で実施するテレワーク勤務時間の合計は、テレワーク勤務日×3時間以上、とする。</p> <p>・滞在期間中、2泊3日～5泊6日までの場合は1回以上、6泊7日～13泊14日までの場合は2回以上地域交流等を実施しその結果を報告すること。</p> <p>・当該コースについては、同一年度に1回のみ利用可能。</p> <p>・SNS等で、県が別に定める要件を満たす方法を用いて、県内のテレワーク環境や福島県の魅力を発信すること。</p> <p>※地域交流等の例 ①移住・二地域居住を見据えた賃貸業者等への訪問相談及び物件内見等 ②ふくしまと関わるRoomに掲載のあるキーパーソンとの交流 ③移住等関連の情報収集（支援制度や、地域の特色、子どもの転校先等）を目的とした行政機関（市町村や各地方振興局等）の訪問 ④移住体験やふくしまでの暮らしに関する意見交換等を目的とした地域おこし協力隊との交流 ⑤福島県内の地域団体や企業、地域事業者等との交流及び情報交換等 ⑥行政機関が企画する地域体験を含むお試し移住体験やワーケーションツアー等への参加 ⑦テレワーク施設等が実施する地域イベント等への参加による地域住民との交流 ※「地域交流等」に係る留意事項は、「別紙様式1-1、1-2 テレワーク体験に係る意向確認書（計画）」中に記載しておりますので、こちらを御確認ください。</p>